

都市再開発法施行令等の一部を改正する政令案参照条文

統計法（昭和二十二年法律第十八号）（抄）

（指定統計調査以外の統計調査）

第八条 指定統計調査以外の統計調査を行う場合には、調査実施者は、その調査に関し、前条第一項第一号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならぬ。ただし、統計報告調整法（昭和二十七年法律第四百十八号）の規定により総務大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の規定により届け出るべき統計調査の範囲その他の事項については、政令でこれを定める。

3 総務大臣は、必要と認めるときは、関係各行政機関若しくは地方公共団体の長又は教育委員会に対し、指定統計調査以外の統計調査の変更又は中止を求めることが出来る。

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄）

（補償金等）

第九十一条 施行者は、施行地区内の宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は施設建築物の一部について、借家権を与えられないものに対し、その補償ととして、権利変換期日までに、第八十条第一項の規定により算定した相当の価額に同項に規定する三十日の期間を経過した日から権利変換計画の認可の公告の日までの期間の物価の変動に應ずる修正率を乗じて得た額に、当該権利変換計画の認可の公告の日までの期間につき年六パーセントの割合により算定した利息相当額を付してこれを支払わなければならない。この場合において、その修正率は、政令で定める方法によつて算定するものとする。

2・3 （略）

（譲受け希望の申出の撤回に伴う対償の支払等）

第十八条の十五 譲受け予定者が第十八条の五第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回した場合において、その者の宅地、借地権又は建築物が、契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅しているときは、その者の宅地、借地権又は建築物の対償に当該取得又は消滅の時から当該譲受け希望の申出を撤回した日までの物価の変動に應ずる修正率を乗じて得た額に、当該譲受け希望の申出を撤回した日から当該対償の修正率を乗じて得た額を支払う時までの期間につき年六パーセントの割合により算出した利息に相当する金額を付けてこれを支払わなければならない。この場合において、その修正率は、政令で定める方法によつて算定するものとする。

2・3 （略）

（建築施設の部分等の価額等の確定）
第百十八条の二十三 施行者は、第二種市街地再開発事業の工事が完了したときは、速やかに、当該事業に要した費用の額を

確定するとともに、建築施設の部分を取得した者がこれに対応するものとして有していた施行地区内の宅地、借地権若しくは建築物の価額（以下「従前の権利の価額」という。）及びその取得した建築施設の部分の価額（建築施設の部分を取得した者が特定事業参加者である場合にあつては、その取得した建築施設の部分の価額）又は第百十八条の十八の規定により借家権を取得した者に対して施行者が賃貸しする施設建築物の一部の家賃の額を確定し、これらの者にその確定した額を通知しなればならない。

2 前項の従前の権利の価額は、同項の宅地、借地権又は建築物の対償の額に、これらが契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅した時から第百十八条の十七の公告の日までの物価の変動に應ずる修正率を乗じて得た額をもつてその確定額とする。この場合において、その修正率は、政令で定めるところにより、当該事業に要した費用の確定額及び第百十八条の七第一項第十号の基準日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍同種の建築物に關する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額に同号の基準日から第百十八条の十七の公告の日までの物価の変動に應ずる修正率を乗じて得た額を基準として確定する。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3 第一項の建築施設の部分の価額及び家賃の額は、政令で定めるところにより、当該事業に要した費用の確定額及び第百十八条の七第一項第十号の基準日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍同種の建築物に關する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額に同号の基準日から第百十八条の十七の公告の日までの物価の変動に應ずる修正率を乗じて得た額を基準として確定する。前項後段の規定は、この場合について準用する。

都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）（抄）

（譲受け希望の申出の撤回に伴う対償の支払に係る修正率の算定方法）

第四十六条の八の二 法第百十八条の十五第一項の規定による修正率については、第三十三条の二の規定を準用する。この場合において、付録第三中「基準日」とあるのは「宅地、借地権又は建築物が契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅した日」と、「権利変換計画の認可の公告の日」とあるのは「譲受け希望の申出を撤回した日」と読み替えるものとする。

（従前の権利の価額等の確定に係る修正率の算定方法）

第四十六条の九 法第百十八条の二十三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による修正率については、第三十三条の二の規定を準用する。この場合において、付録第三中「基準日」とあるのは「法第百十八条の二十三第一項の規定により従前の権利の価額を確定する場合にあつては施行地区内の宅地、借地権又は建築物が契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅した日の属する月及びその前後の月の、同項の規定により建築施設の部分の価額を確定する場合にあつては法第百十八条の七第一項第十号の基準日」と、「権利変換計画の認可」とあるのは「法第百十八条の十七」と読み替えるものとする。

付録第三（第三十三條の二、第四十六條の八の二、第四十六條の九關係）

$$\frac{P_c'}{P_c} \times 0.8 + \frac{P_i'}{P_i} \times 0.2$$

備考

一 P_c 、 P_c' 、 P_i 、 P_i' は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P_c 基準日の属する月及びその前後の月の全国総合消費者物価指数の相加平均。ただし、権利変換計画の認可の公告の日においてこれらの月の全国総合消費者物価指数が公表されていない場合は、これらの指数が公表されている最近の三箇月の全国総合消費者物価指数とする。

P_c' 権利変換計画の認可の公告の日において全国総合消費者物価指数及び投資財指数が公表されている最近の三箇月の全国総合消費者物価指数の相加平均。

P_i 基準日の属する月及びその前後の月の投資財指数の相加平均。ただし、権利変換計画の認可の公告の日においてこれらの月の全国総合消費者物価指数及び投資財指数が公表されていない場合は、これらの指数が公表されている最近の三箇月の投資財指数の相加平均とする。

P_i' 権利変換計画の認可の公告の日において全国総合消費者物価指数及び投資財指数が公表されている最近の三箇月の投資財指数の相加平均。

二 各月の全国総合消費者物価指数の基準年が異なる場合又は各月の投資財指数の基準年が異なる場合においては、従前の基準年に基づく月の指数を変更後の基準年である年の従前の基準年に基づく指数で除し、百を乗じて得た数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を、当該月の指数とする。

三 $\frac{P_c'}{P_c}$ 又は $\frac{P_i'}{P_i}$ により算出した数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）（抄）

（許可基準）

第十六条 都道府県知事は、第十四条第一項の許可の申請が次の各号の一に該当すると認めるときは、許可してはならない。

一 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額が、近傍類地の取引価格等を考慮して政令で定めるところにより算定した第十二条第三項の規定による公告の時に於ける土地に関する権利の相当な価額（その申請に係る土地が同項の規定による公告の時に地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する都市計画区域に所在し、かつ、同法第六条の規定による公示価格を取引の指標とすべきものであつた場合において、その申請に係る土地に関する権利が所有権であるときは、政令で定めるところにより同条の規定による公示価格を規準として算定した第十二条第三項の規定による公告の時に於ける所有権の価額）に政令で定める方法により算定した当該申請の時までの物価の変動に必ず修正率を乗じて得た額（同項の規定による公告の時以後当該申請の時までの間に、当該申請をした者で当該土地に関する権利を有しているもの（その者が第十四条第一項の許可を受けて当該土地に関する権利の移転又は設定を受けたもので

あるときは、第十二条第三項の規定による公告の時以後当該移転又は設定をした者を含む。）が当該申請に係る土地に関する権利について、宅地の造成等のための費用で政令で定めるものの負担をしたときは、都道府県知事が認定した当該費用の額を加えるものとする。）に照らし、適正を欠くこと。

2 (略)

2 (土地に関する権利の買取り請求)

第十九条 (略)

都道府県知事は、前項の規定による請求があつたときは、当該土地に関する権利を、近傍類地の取引価格等を考慮して政令で定めるところにより算定した第十二条第三項の規定による公告の時に定める都市計画区域に所在し、かつ、同法第六条の規定に係る土地が同項の規定による公告の時に地価公示法第二条第一項に規定する土地に所在し、かつ、同法第六条の規定による公示価格を取引の指標とすべきものであつた場合において、その請求に係る土地に関する権利が所有権であるときは、政令で定めるところにより同条の規定による公示価格を規準として算定した第十二条第三項の規定による公告の時に定める所有権の価額)に第十六条第一項第一号の政令で定める方法により算定した当該請求の時までの物価の変動に應ずるおける所有権の価額)に第十二条第三項の規定による公告の時以後当該請求の時までの間に、当該請求をした者(その者が修正率を乗じて得た額(第十二条第三項の規定による公告の時以後当該請求の時までの間に、当該請求をした者(その者が第十四条第一項の許可を受けて当該土地に関する権利の移転又は設定を受けたものであるときは、第十二条第三項の規定による公告の時以後当該移転又は設定をした者を含む。))が当該請求に係る土地に関する権利について、宅地の造成等のために費用で政令で定めるものの負担をしたときは、都道府県知事が認定した当該費用の額を加えるものとする。)で買い取るものとする。

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)(抄)

(損失の補償に関する細目)

第八十八条の二 第七十一条、第七十二条、第七十四条、第七十五条、第七十七条、第八十条、第八十条の二及び前条の規定の適用に関し必要な事項の細目は、政令で定める。

(権利、物件及び土石砂れきの収用又は使用に関する準用規定)

第三百三十八条 第十条、第三章、第四章、第五章第二節、第六章(第七十六条及び第八十一条を除く。)、第七章(第六六条及び第七七条を除く。)、第八章から第十章まで及び第三百三十六条の規定は、第五条に掲げる権利若しくは第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合又は第七條に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。ただし、次の各号に掲げる場合においては、第六章及び第七章の規定中それぞれ当該各号に掲げる規定は、準用しない。

一 第五条第一項第一号に掲げる質権若しくは抵当権、同項第二号若しくは第三号若しくは同条第二項若しくは第三項に掲

- ける権利又は第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合 第八十二条及び第八十三条
- 二 第七条に規定する土地に属する土石砂れきを収用する場合 第七十二条、第八十条の二、第八十二条、第八十三条、第一百一条から第一百二条の二まで及び第一百五条
- 2・3 (略)

土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令（平成十四年政令第二百四十八号）（抄）

付録（第十六条関係）

$$\frac{P_c'}{P_c} \times 0.8 + \frac{P_i'}{P_i} \times 0.2$$

備考

一 P_c 、 P_c' 、 P_i 及び P_i' は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P_c 事業の認定の告示がされた日の属する月及びその前後の月の全国総合消費者物価指数の相加平均。ただし、判決がされる日（法第九十条の二（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第七十一条の規定を読み替えて適用する場合にあつては、法第四十六条の四第一項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による支払期限。以下同じ。）の前日から起算して二週間前に当たる日においてこれらの月の全国総合消費者物価指数及び投資財指数が公表されている場合とす。

P_c' 判決がされる日の前日から起算して二週間前に当たる日において全国総合消費者物価指数及び投資財指数が公表されている最近の三箇月の全国総合消費者物価指数の相加平均

P_i 事業の認定の告示がされた日の属する月及びその前後の月の投資財指数の相加平均。ただし、判決がされる日の前日から起算して二週間前に当たる日においてこれらの月の全国総合消費者物価指数及び投資財指数が公表されていない場合においては、これらの指数が公表されている最近の三箇月の投資財指数の相加平均とする。

P_i' 判決がされる日の前日から起算して二週間前に当たる日において全国総合消費者物価指数及び投資財指数が公表されている最近の三箇月の投資財指数の相加平均

二 各月の全国総合消費者物価指数の基準年が異なる場合又は各月の投資財指数の基準年が異なる場合においては、従前の基準年に基づく月の指数を变更后の基準年である年の従前の基準年に基づく指数で除し、百を乗じて得た数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を、当該月の指数とする。

三 $\frac{P_c'}{P_c}$ 又は $\frac{P_i'}{P_i}$ により算出した数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。